

津市スポーツ振興表彰要綱

平成 21 年 3 月 26 日訓第 10 号

改正 平成 22 年 4 月 15 日訓第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市表彰規則（平成 18 年津市規則第 3 号）第 4 条の規定に基づき、スポーツの振興に寄与し、その功績が顕著であると認められるものに対し表彰（以下「表彰」という。）を行うことに關し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

第 2 条 表彰は、次に掲げる区分により市長がこれを行う。

- (1) 津市スポーツ功労賞
- (2) 津市スポーツ奨励賞

(表彰の対象)

第 3 条 表彰の対象となるものは、本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内に住所を有したことがある者、本市の区域内に所在する団体等に在籍する者又は本市の区域内に所在する団体等のうち、次の各号に掲げる表彰の区分に応じ、当該各号に定める条件を満たすものとする。

- (1) 津市スポーツ功労賞 長年にわたり本市におけるスポーツの振興に尽力し、その功績が顕著であると認められるもの
- (2) 津市スポーツ奨励賞 本市におけるスポーツの振興に寄与し、その功績が顕著で今後一層の活躍が期待されるもの

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、表彰状を贈ってこれを行う。この場合において、記念品を添えることができる。

(表彰の時期)

第 5 条 表彰は、毎年 11 月に行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に行うことができる。

2 被表彰者が表彰の時期に死亡しているときは、追彰することができる。

(表彰に係る事務)

第 6 条 表彰に係る事務は、スポーツ文化振興部スポーツ振興課において行う。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 14 日訓第 32 号）

この訓は、平成 22 年 4 月 15 日から施行する。